様式第２（その１）（第７条、第11条、第12条関係）　　　　　　　　　　　　　（条例別表第１　建築物用（道路及び

公園、緑地その他これらに類するもの以外用））

適合状況項目表

（第１面）

【１　敷地内の通路（屋外）】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する経路の有無  （ない場合は、２～22は記入しないこと。） | | | | □有・□無 |  |
| 不特定多数の者又は主として高齢者、  障害者等が利用する経路がある場合 | ２　表面を滑りにくく、平たんにすること。 | | | □有・□無 |  |
| ３　横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないものとすること。 | | | □排水溝がない  □有・□無 |
| ４　段がある部分は、【４　階段（不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）】に準ずる構造とすること。 | | | □段がない  □有・□無 |
| ５　傾斜路の有無  （ない場合は、６～９は記入しないこと。） | | | □有・□無 |
| 傾斜路がある場合 | ６　表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | | □有・□無 |
| ７　手すりの設置の有無  ※手すりが必要な場合  ・勾配が1/12を超える場合  ・高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える場合 | | □手すり不要  □有・□無 |
| ８　色等によりその存在を容易に識別できるものとすること。 | | □有・□無 |
| ９　両側に転落を防ぐ構造を設けること（側面が壁面の場合を除く。）。 | | □転落のおそれなし  □有・□無 |
| 10　利用円滑化経路・便所までの経路の有無  （ない場合は、11～22は記入しないこと。） | | | | □有・□無 |  |
| 利用円滑化経路（道等から利用居室等まで  の経路）又は便所までの経路がある場合 | 11　有効幅員：140㎝以上 | | | 最小有効幅員  （　　　cm） |  |
| 12　段の有無  （ない場合は、13及び14は記入しないこと。） | | | □有・□無 |
| 段がある場合 | | 13　傾斜路の併設の有無 | □有・□無 |
| 14　昇降機の併設の有無 | □有・□無 |
| 15　傾斜路の有無  （ない場合は、16～19は記入しないこと。） | | | □有・□無 |
| 傾斜路がある場合 | 16　有効幅員  段に代わるもの：140㎝以上  　　　段に併設するもの：90cm以上 | | 最小有効幅員  （　　　cm） |
| 17　傾斜路の勾配：1/15以下（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下） | | 最大勾配  （１／　　） |
| 18　高さ75cm以内ごとに踏幅が150㎝以上の踊場を設けること（勾配が1/20を超える場合）。 | | □高さ75㎝未満  □有・□無 |
| 19　傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：150㎝以上 | | 最小長さ  （　　　㎝） |
| 20　戸の有無  （ない場合は、21及び22は記入しないこと。） | | | □有・□無 |
| 戸がある  　場合 | 21　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | | □常に開放  □有・□無 |
| 22　前後に高低差がないこと。 | | □高低差あり  □高低差なし |

（第２面）

【２　廊下等（屋内）】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等の利用の有無（ない場合は、２～22は記入しないこと。） | | | □有・□無 |  |
| 不特定多数の者又は主として高齢者、  　　　　　障害者等が利用するものがある場合 | ２　表面を滑りにくく、平たんにすること。 | | □有・□無 |  |
| ３　横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないものとすること。 | | □排水溝がない  □有・□無 |
| ４　段がある部分は、【４　階段（不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）】に準ずる構造とすること。 | | □段がない  □有・□無 |
| ５　傾斜路の有無  （ない場合は、６～９は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 傾斜路がある場合 | ６　表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | □有・□無 |
| ７　手すりの設置の有無  ※手すりが必要な場合  ・勾配が1/12を超える場合  ・高さが16cmを超える場合 | □手すり不要  □有・□無 |
| ８　色等によりその存在を容易に識別できるものとすること。 | □有・□無 |
| ９　両側に転落を防ぐ構造を設けること（側面が壁面の場合を除く。）。 | □転落のおそれなし  □有・□無 |
| 10　利用円滑化経路・便所までの経路等の有無  （ない場合は、11～22は記入しないこと。） | | | □有・□無 |  |
| 利用円滑化経路、利用居室内の主要な通路、  便所までの経路又は地下街の通路がある場合 | 11　有効幅員：140㎝以上 | | 最小有効幅員  （　　　cm） |  |
| 12　段の有無  （ない場合は、13及び14は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 段がある  場合 | 13　傾斜路の併設の有無 | □有・□無 |
| 14　昇降機の併設の有無 | □有・□無 |
| 15　傾斜路の有無  （ない場合は、16～19は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 傾斜路がある場合 | 16　有効幅員  段に代わるもの：140㎝以上  　　　段に併設するもの：90cm以上 | 最小有効幅員  （　　　cm） |
| 17　傾斜路の勾配：1/12以下（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下） | 最大勾配  （１／　　） |
| 18　高さ75cm以内ごとに踏幅が150㎝以上の踊場を設けること。 | □高さ75㎝未満  □有・□無 |
| 19　傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：150㎝以上 | 最小長さ  （　　　㎝） |
| 20　戸の有無  （ない場合は、21及び22は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 戸がある  　場合 | 21　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | □常に開放  □有・□無 |
| 22　前後に高低差がないこと。 | □高低差あり  □高低差なし |

（第３面）

【３　出入口（利用円滑化経路を構成するもの又は地下街のもの）】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　利用円滑化経路を構成する出入口又は地下街の出入口の有無（ない場合は２～７は記入しないこと。） | | | □有・□無 |  |
| 利用円滑化経路を構成する  出入口又は地下街の  出入口がある場合 | 有効幅員 | ２　直接地上へ通ずる出入口のうち１以上：90cm以上 | 最小有効幅員  （　　　cm） |  |
| ３　その他の出入口：80cm以上 | □その他の出入口がない  最小有効幅員  （　　　cm） |
| ４　段を設けないこと。 | | □段あり  □段なし |
| ５　戸の有無  （ない場合は、６及び７は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 戸がある場合 | ６　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | □常に開放  □有・□無 |
| ７　前後に高低差がないこと。 | □高低差あり  □高低差なし |

【４　階段（不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | 整備の状況 | 備考 |
| １　不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する階段の有無  （ない場合は、２～７は記入しないこと。） | | □有・□無 |  |
| 不特定多数の者又は主として  高齢者、障害者等が利用  する階段がある場合 | ２　回り階段としないこと。 | □回り階段あり  □回り階段なし |  |
| ３　手すりを設けること。 | □有・□無 |
| ４　段鼻を滑りにくくすること。 | □有・□無 |
| ５　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | □有・□無 |
| ６　色等により段を容易に識別できるものとすること。 | □有・□無 |
| ７　段鼻をつまずきにくい構造とすること。 | □有・□無 |

【５　エレベーター（利用円滑化経路を構成するもの）】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　エレベーターの設置要件  以下のいずれかの設置要件に該当するか否か。  ・特定施設整備計画届出書【７】ロの新築等の部分欄が1,000㎡超  ※学校：階数が３階以上かつ床面積が2,000㎡以上  共同住宅：階数が３階以上かつ50戸超  ・利用円滑化経路を構成する場合  （該当する場合は、２～16を記入すること。） | | | □該当する  □該当しない | □任意設置 |
| エレベーターがある場合 | ２　籠の奥行き：135㎝以上 | | 最小長さ  （　　　㎝） |  |
| ３　出入口の有効幅員：80cm以上 | | 有効幅員  （　　　cm） |
| ４　利用居室等、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設のある階並びに地上階に停止すること。 | | □有・□無 |
| 乗降ロビー | ５　高低差がないこと。 | □高低差あり  □高低差なし |
| ６　幅・奥行き：150㎝以上 | 最小長さ  （　　　cm） |
| ７　車椅子使用者の利用に配慮した操作ボタン等を設けること。 | | □有・□無 |

（第４面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 |
| エレベーターがある場合 | ８　停止予定階及び現在位置の表示装置を設けること。 | | □有・□無 |  |
| ９　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 | | □有・□無 |
| 10　不特定多数の者の利用の有無  （ない場合は、11及び12は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 利用がある場合 | 11　籠の幅：140㎝以上 | 最小長さ  （　　　cm） |
| 12　籠を車椅子の転回に支障がない構造とすること。 | □有・□無 |
| 13　不特定多数の者又は視覚障害者の利用の有無（ない場合は、14～16は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 利用がある場合 | 14　到着階と戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 | □有・□無 |
| 15　操作ボタン等を点字等視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。 | □有・□無 |
| 16　籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 | □有・□無 |

【６　便所（不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の有無  （ない場合は２～14は記入しないこと。） | | | | | □有・□無 |  |
| 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所がある場合 | ２　段の有無  （ない場合は、３～５は記入しないこと。） | | | | □有・□無 | □任意設置  □任意設置 |
| ３　傾斜路の有無  （ない場合は、４及び５は記入しないこと。） | | | | □有・□無 |
| 傾斜路がある場合 | | ４　傾斜路の勾配：1/12以下（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下） | | 最大勾配  （１／　　） |
| ５　表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | | □有・□無 |
| ６　床の表面を滑りにくくすること。 | | | | □有・□無 |
| 各便所の１以上の便房の構造 | | | ７　洋式便器を設けること。 | □有・□無 |
| ８　手すりを設けること。 | □有・□無 |
| ９　出入口に近い小便器の周囲に手すりを設け、床置式等とすること。 | | | | □小便器がない  □有・□無 |
| 附帯設備の設置 | 10　特定施設整備計画届出書【７】イ欄の面積  （1,000㎡以下（公衆便所は50㎡未満）又は設置対象外の用途の場合は、11及び12は記入しないこと。）  ※設置対象外の用途  人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第３条第１号イ、ハ、ホ、ル、ヲ、ワ若しくはカ、第２号、第３号、第５号、第６号、第８号、第12号又は第13号 | | | □1,000㎡超（公衆便所50㎡以上）  □1,000㎡以下（公衆便所50㎡未満、対象外の用途を含む。） |
| 11　乳幼児用椅子等を設けること。 | | | □有・□無 |
| 12　乳幼児用ベッド等を設けること。 | | | □有・□無 |

（第５面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 |
| 不特定多数の者又は主として高齢者、  障害者等が利用する便所がある場合 | 附帯設備の設置 | 13　特定施設整備計画届出書【７】イ欄の面積  （2,000㎡未満（公衆便所は50㎡未満）又は設置対象外の用途の場合は、14は記入しないこと。）  ※設置対象外の用途  　規則第３条第１号カ、第２号、第３号、第６号又は第８号 | □2,000㎡以上（公衆便所50㎡以上）  □2,000㎡未満（公衆便所50㎡未満、対象外の用途を含む。） | □任意設置 |
| 14　オストメイト対応設備（水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡）を設けること。 | □有・□無 |

【７　車椅子使用者用便房】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　特定施設整備計画届出書【７】ハの合計欄の面積  　（1,000㎡以下（公衆便所は50㎡未満）の場合は、２～９は記入しないこと。）  ※規則第３条第３号及び規則第３条第６号の場合は、不特定多数の者等が利用する部分の面積に限る。 | | | | □1,000㎡超（公衆便所50㎡以上）  □1,000㎡以下（公衆便所50㎡未満） | □任意設置 |
| 車椅子使用者用便房がある場合 | ２　便房のある便所の出入口の有効幅員  ：80cm以上 | | | 有効幅員  （　　　cm） |  |
| 便房の構造 | 出入口 | ３　有効幅員：80cm以上 | 有効幅員  （　　　cm） |
| ４　戸を施錠の操作がしやすく、外部からも解錠することができ、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | □有・□無 |
| ５　戸の前後に高低差がないこと。 | □高低差あり  □高低差なし |
| ６　レバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設けること。 | | □有・□無 |
| ７　洋式便器を設けること。 | | □有・□無 |
| ８　手すりを設けること。 | | □有・□無 |
| ９　車椅子使用者等が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。 | | □有・□無 |

【８　興行場等の客席】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　特定施設整備計画届出書【５】の客席数  （200㎡未満の場合は、２～10は記入しないこと。） | | | □200㎡以上  □200㎡未満 |  |
| 車椅子使用者が利用できる客席の  部分がある場合 | ２　数 | | （　　　席） |  |
| ３　出入口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に設けること。 | | □有・□無 |
| ４　床を水平とし、その表面は滑りにくく、平たんにすること。 | | □有・□無 |
| 車椅子使用者が利用  できる通路 | ５　有効幅員：90cm以上 | 有効幅員  （　　　cm） |
| ６　段の有無  （ない場合は、７～９は記入しないこと。） | □有・□無 |

（第６面）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | | 整備の状況 | 備考 |
| 車椅子使用者が利用できる  客席の部分がある場合 | 車椅子使用者が利用  できる通路 | ７　傾斜路の有無  （ない場合は、８及び９は記入しないこと。） | | □有・□無 |  |
| 傾斜路がある  場合 | ８　傾斜路の勾配：1/12以下（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下） | 最大勾配  （１／　　） |
| ９　傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：150cm以上 | 最小長さ  （　　　cm） |
| 10　表面は滑りにくく、平たんにすること。 | | □有・□無 |

【９　車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者が通行できる通路】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | 整備の状況 | 備考 |
| １　特定施設整備計画届出書【９】駐車台数  （25台以下の場合は、２～７は記入しないこと。） | | □25台超  □25台以下 | □任意設置（　　台） |
| 車椅子使用者用駐車施設がある場合 | ２　数 | （　　　台） |  |
| ３　利用円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 | □有・□無 |
| ４　駐車場が建築物である場合、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーターが停止する階に設けること。 | □駐車場が建築物でない  □有・□無 |
| ５　有効幅員：350㎝以上 | 有効幅員  （　　　㎝） |
| ６　地面又は床を水平とし、滑りにくく、平たんにすること。 | □有・□無 |
| ７　主要な出入口までの経路を構成する通路を利用円滑化経路と同等の構造とすること。 | | □有・□無 |

【10　案内表示】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | 整備の状況 | 備考 |
| １　特定施設整備計画届出書【７】ハの合計欄の面積  （1,000㎡以下（公衆便所は50㎡未満）の場合は、２～７は記入しないこと。）  ※規則第３条第３号及び規則第３条第６号の場合は、不特定多数の者等が利用する部分の面積に限る。 | | □1,000㎡超（公衆便所50㎡以上）  □1,000㎡以下（公衆便所50㎡未満） | □任意設置 |
| 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する部分への点状ブロック等の敷設がある場合 | ２　廊下等の段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分 | □廊下等に段及び傾斜路がない  □有・□無 | □任意設置 |
| ３　傾斜路の傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分 | □傾斜路がない  □有・□無 |
| ４　階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分 | □階段がない  □有・□無 |
| ５　視覚障害者利用円滑化経路への線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導設備等の設置の有無  （ない場合は、６及び７は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路への点状ブロック等の敷設がある場合 | ６　車路に近接する部分 | □有・□無 |
| ７　段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分 | □有・□無 |

（第７面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | 整備の状況 | 備考 |
| その他の案内表示 | ８　洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。 | □洋式便器及び手すりがない  □有・□無 |  |
| ９　乳幼児用椅子等、乳幼児用ベッド等又はオストメイト対応設備が設けられている旨を表示した標識を掲示すること。 | □乳児用椅子等がない  □有・□無 |
| 10　車椅子使用者用便房が設けられている旨を表示した標識を掲示すること。 | □車椅子使用者用便房がない  □有・□無 |
| 11　車椅子使用者用駐車施設の表示すること。 | □車椅子使用者用  駐車施設がない  □有・□無 |
| 12　情報提供のための案内設備の案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。 | □案内設備がない  □有・□無 |

【11　その他】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | | 整備の状況 | 備考 |
| １　利用円滑化経路とするものに係る駐車場が建築物である場合、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーターが停止する階に設けること。 | | | | □駐車場が建築物ではない  □有・□無 |  |
| ２　車椅子使用者用浴室等の有無  （ない場合は、３～８は記入しないこと。） | | | | □有・□無 |  |
| 車椅子使用者用浴室等がある場合 | ３　車椅子使用者が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、十分な空間を確保すること。 | | | □有・□無 |
| ４　床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | | | □有・□無 |
| ５　出入口から浴槽又はシャワー設備までの床面に段を設けないこと。 | | | □段あり  □段なし |
| 出入口 | | ６　有効幅員：80cm以上 | 有効幅員  （　　　cm） |
| ７　戸を高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | □有・□無 |
| ８　戸の前後に高低差がないこと。 | □高低差あり  □高低差なし |
| ９　特定施設整備計画届出書【７】イの合計欄が2,000㎡  以上かつ【５】客室数が50室以上に該当するか否か。  （該当する場合は、10～19を記入すること。） | | | | □該当する  □該当しない | □任意設置 |
| 車椅子使用者用客室がある場合 | 10　数 | | | （　　　室） |  |
| 出入口 | 11　有効幅員：80cm以上 | | 有効幅員  （　　　cm） |
| 12　戸を高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | | □有・□無 |
| 13　戸の前後に高低差がないこと。 | | □高低差あり  □高低差なし |
| 便所 | 14　車椅子使用者用客室の便所の有無（客室内にない場合又は客室と同じ階に車椅子使用者用便房がある場合は、15～18は記入しないこと。） | | □有・□無 |
| 15　便所【７　車椅子使用者用便房】に定める構造の便房を設けること。 | | □有・□無 |
| 16　出入口の有効幅員：80cm以上 | | 有効幅員  （　　　cm） |
| 17　戸を高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | | □有・□無 |

（第８面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | | | 整備の状況 | 備考 |
| 車椅子使用者用客室がある場合 | 便所 | 18　戸の前後に高低差がないこと。 | □高低差あり  □高低差なし |  |
| 19　浴室等を【11　その他】２の車椅子使用者用浴室等がある場合に定める構造とすること。 | | □客室内に浴室がない  □有・□無 |
| 20　不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター等を設置する場合は、高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設けること。 | | | □不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター等がない  □有・□無 |

【12　努力義務】

|  |
| --- |
| 規則第31条の特定施設の新築等をしようとする者の努力義務について措置したものを記入してください。 |
|  |

（注意）１　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

　　　　２　整備の状況欄は、該当する□にレ印を付すとともに、数字を記入してください。

　　　　３　基準に適合しない場合には、「備考」欄に措置の状況を記入してください。

　　　　４　規則第３条第１号イに掲げる用途に供する特定施設又は同条第２号に掲げる特定施設の場合は、「不特定多数の者又は主として高齢者、障害者が利用する」を「多数の者が利用する」に読み替えます。

　備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。